

議第156号

令和2年度滋賀県モーターボート競走事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和2年度滋賀県のモーターボート競走事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 モーターボート競走事業費用		千円 52,163,073	△	千円 52,162,195
	1 営業費用	51,715,506	△	878 51,714,628

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第3条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
職員給与費	千円 356,500	△	千円 355,622

上記の議案を提出する。

令和2年11月27日

滋賀県知事 三日月 大造